

農業土木技術管理士資格の概要

1 農業土木技術管理士とは

農業土木関係の設計等業務に携わる責任ある技術者として、その技術上の事項を管理、又は照査する専門的応用能力を有すると公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会長が認定し登録者した者です。

(1) 資格の目的

農業土木関係の設計等業務に係わる農業土木技術管理士の資格をさだめ登録すること及びその活用が図られることにより、設計等業務を円滑・的確に遂行し、かつ業務成果の技術水準を高めるとともに業務に携わる技術者の地位向上を図ることを目的としています。

(2) 創設の経緯と最近の状況

平成 8 年 2 月に建設工事に係る設計業務等の市場の国際化の進展に対応すること及び契約の透明性・客観性を高める観点から、農林水産省における建設工事に係る設計等業務の請負契約書式が改正され、設計業務等の履行にあたり、「管理技術者」と「照査技術者」の設置が義務づけられました。

それを契機に、公益社団法人土地改良測量設計技術協会では、平成 8 年度から農業土木技術に精通し円滑な業務の技術上の管理や成果物の内容の技術上の照査を行う専門能力を有する技術者を「農業土木技術管理士」として認定する資格試験と資格登録の事業を行っています。

また、平成 17 年度には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、農業農村整備事業に携わる農業土木技術管理者には、発注者はもとより、受注者においても、技術力の向上、成果品の質の向上、技術管理・照査機能の充実等が一層求められるように農業土木技術管理士への期待が高まっています。

2 資格試験

資格試験では、「調査・設計等業務一般の管理技術力」及び「農業農村整備分野に関する専門技術力」について評価を行い、合格者に会長から合格証書が交付されます。

- ①資格試験は、規程に基づき設置された学識経験者等による運営委員会等に意見を求めつつ実施されます。(別添「実施の流れ」参照)
- ②受験資格は、農業土木分野の事業の調査・計画・設計・施工・積算等に関する技術的な実務経験が 10 年以上の者となっております。
- ③運営委員会が定める合格者の評価基準は、第一次試験(四肢択一式)が 5 割以上であり、第二次試験(論述式)が 6 割以上となっております。

3 登 録

農業土木技術管理士試験に合格した者は、登録することによって農業土木技術管理士登録名簿に記載され、公益社団法人土地改良測量設計技術協会のホームページで公表されます。

- ①登録の有効期間は登録証書が交付された日から5年間です。
- ②資格試験に合格後5年以上経過してから登録する場合は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会長が開催する研修を受講する必要があります。
- ③国又は地方公共団体の職員については、登録を行わなくても合格したことをもって、人事記録等への使用ができます。

4 登録更新

登録された技術者は、技術の発展・変化に対応した知識・技術力の維持を目的として、有効期限内に指定された研修を受け、有効期間の5年間の5年目に登録の更新を行わなければなりません。

- ①登録更新をするためには、会長が開催する研修の受講証明書の写しを添付して申し込む必要があります。
- ②やむを得ない事由により有効期間5年目に登録更新できない者、及びやむを得ない事由により研修に参加できない者にあつては、その理由書等を記した書面を協会に提出し、会長の承認を得ればこの限りではありません。但し、この場合の有効期間は1年です。

5 合格者および登録者数

平成25年度の受験者は324名、そのうち合格者は186名でした。過去の累計は受験者6,194名、合格者3,271名、登録者は平成26年2月末日現在2525名です。

6 農業土木技術管理士資格の位置づけと活用

登録された「農業土木技術管理士」は農林水産省の設計業務共通仕様書をはじめ、有資格者の管理技術者及び照査技術者として年々その活用範囲が広まっています。

(1) アグリス「AGRIS」への登録

平成 10 年度から農林水産省は、「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス」(アグリス「AGRIS」)を運用しています。これは、測量・建設コンサルタント等契約に係る業者の業務実績、技術者の資格、経験等を発注者が検索し、活用するものです。「農業土木技術管理士」を積極的に「アグリス」へ資格者として登録し、その業務実績を蓄積することが重要です。

(2) 農林水産省設計業務請負契約書で認定

平成 13 年度より「地方農政局における建設工事に係る設計等業務の請負契約書の細部運用について」平成 13 年 3 月 29 日 12 農振D第 1982 号により管理技術者の資格及び照査技術者の資格として、「農業土木技術管理士」が認定されています。

(3) 都道府県の共通仕様書・特別仕様書で認定

平成 26 年 2 月末現在において、43 の道府県において農業土木技術管理士を管理技術者等として認定(共通仕様書、特別仕様書等に資格が明記)されています。

(4) 農林水産省の総合評価落札方式・プロポーザル方式

平成 24 年度の農林水産省の建設コンサルタント業務において、総合評価落札方式・プロポーザル方式の企業評価、予定管理技術者の資格要件でA評価の技術士に準ずる資格としてB評価に位置づけされています。

(5) 農業水利施設機能総合診断士の受験資格として認定

平成 21 年度から、農業水利施設機能総合診断士の受験資格として、技術士(農業部門、農業土木)資格所有者、又は、農業農村整備事業に関する技術的な実務経験が 18 年以上の者ととも、「農業土木技術管理士資格所有者」が認められています。

(6) 農業水利施設補修工事品質管理士の受験資格として認定

平成 25 年度から、農業水利施設補修工事品質管理士の受験資格として、技術士(農業部門、農業土木)資格所有者、1 級及び 2 級土木施工管理士資格所有者、コンクリート診断士資格所有者及び農業水利施設の施工又は施工管理等の技術的な実務経験が 8 年以上の者ととも、「農業土木技術管理士資格所有者」が認められています。